

プレスリリース [2026 年 8 月 26 日]

(計 3 枚)

町田市経営会議（7 月 15 日開催）の概要について

市では、市民から信頼される行政運営及び市民すべてが希望の持てる都市の実現を目指し、市の経営方針の決定と的確な政策判断を行うために町田市経営会議を設置しています。

会議の概要は、町田市ホームページでも公表しています。

■ 7 月 15 日の経営会議

案件 「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン 27-29」の策定について
(いきいき生活部)

■ 本件に関するお問い合わせ先

【議題の内容に関すること】

いきいき生活部いきいき総務課 課長 竹川 Tel 042-724-2916

【経営会議に関すること】

政策経営部経営改革室 課長 長谷川 Tel 042-724-2503

2026年7月15日の経営会議の概要について

開催日時	2026年7月15日（水） 午前10時00分～午前10時40分
開催場所	政策会議室
付議目的	施策の方向性・施策体系の承認
所管部課	いきいき生活部いきいき総務課
案 件 名	「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン27－29」の策定について
実施期間	2027年4月 ～ 2030年3月
法令根拠	老人福祉法20条の8第7項 介護保険法第117条 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条
対 象 者 (お客様)	・ 高齢者 ・ 認知症の人 ・ 介護保険被保険者 ・ 家族や地域（住民、町内会・自治会、老人クラブ等） ・ 介護保険事業所及びその従事者
案件概要	少子高齢化の進展により高齢者に係る社会保障費の増大とそれらを支えるための人的・財政的な対応が大きな課題となっているなか、これまで、町田市では「高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられること」、「持続可能な介護保険制度を運営すること」の2つを目的として町田市いきいき長寿プランを策定し、高齢者施策を推進してきました。 2024年9月に6年ぶりに閣議決定された新たな高齢社会対策大綱では、健康・福祉の分野における基本施策の指標として、「健康寿命の延伸」や「健康診査受診率の向上」、「通いの場への参加率向上」、「介護職員の確保」などを定めており、健康や介護予防、持続可能な介護保険制度に関する取組みが求められています。 また、2024年1月には共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。本法においては、市町村が策定する「認知症施策推進計画」について「老人福祉計画」や「介護保険事業計画」等との調和が求められています。住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることは、誰もが抱く共通の願いです。そのためには、自身が健康と感じることや介護が必要になっても安心して生活できる環境が必要になります。 そこで町田市では、地域包括ケアシステムの理念のもと、これまでのプランにあらためて健康の視点を加えると共に、引き続き認知症施策を推進し、持続可能な介護保険制度の運営を実現するために、「(仮称) 町田市いきいき長寿プラン27－29」として「老人福祉計画」、「介護保険事業計画」、「認知症施策推進計画」の3つの計画を一体的に策定します。

	本プランでは、下記のとおり３つの基本目標を定めます。 ・基本目標Ⅰ 「住み慣れた地域で、みんなでいきいきと健康に暮らすことができる」 ・基本目標Ⅱ 「認知症になっても地域の中で自分らしく活躍することができる」 ・基本目標Ⅲ 「将来にわたり、よりよい介護サービスを安心して利用し続けることができる」 また、基本目標の達成に向けて、下記の６つの方向性を定めます。 ①生きがいを持っていきいきと暮らす ②地域とつながり、安心して暮らす ③認知症とともに生きる ④住み慣れた場所で暮らし続ける ⑤必要な介護サービスを安心して受けられる ⑥よりよい介護サービスを継続して利用することができる この方向性に沿って、それぞれ必要な取組みを進めます。 本プランの推進を通じて「まちだ未来づくりビジョン２０４０」のまちづくり基本目標として掲げる「人生の豊かさを実感できるまちになる」の実現を目指します。
主な意見	○素案の作成にあたっては以下のことに留意すること ・見守り手帳は横断的な取組みになるため、視覚的にわかるよう表現を工夫すること。 ・介護人材の育成・確保の取組みについて検討すること。 ・基本施策２「地域とつながり、安心して暮らす」について、地域との連携を踏まえた取組みを検討すること。 ○その他、指摘された文言の修正を行うこと
審議結果	提案内容を承認する。上記意見に留意したうえで進めること。
出席者	<構成員> 稲垣市長、神蔵副市長、堀副市長、教育長、政策経営部長、経営改革室長、総務部長、財務部長 <幹事> 企画政策課長、秘書課長、広報課長、総務課長、法務課長、職員課長、財政課長 <説明者> いきいき生活部長、いきいき総務課長、保険年金課長、高齢者支援課長、高齢者総合相談担当課長、介護保険課長、介護保険課担当課長